2G-01

企業の民法改正対応への取組みに関する一考察（２）*

小山　明美†　　森　淳子†　　小川　隆一†　　竹村　敏彦‡
独立行政法人情報処理推進機構†　　城西大学‡

1. はじめに

IT システムや提供する製品・サービスにおいて，設計・開発・製造・運用・保守・廃棄に至るまでの一連のプロセスにわたり，業務の一部を系列企業やビジネスパートナー等へ外部委託することが一般的になっている．また，事業の更なる IT 化やグローバル化等の事業環境の急激な変化に伴って，外部委託した業務の一部が別の組織に再委託されるなど委託関係が重層的に連鎖することも珍しくなくなっている．このような外部委託者が関与する供給の連鎖は「IT サプライチェーン」（図 1）と呼ばれる．この IT サプライチェーンは，複数の組織でもって構成されているため，通常，IT サプライチェーン上の情報セキュリティに関して，外部委託者に対して直接的なガバナンスを効かすことは容易ではない[1,2]．他方で，2017 年 11 月に改訂された「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0」[3]では，「ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握＜サプライチェーンセキュリティ対策の推進＞」をサイバーセキュリティ経営の重要 10 項目の 1 つとして示されており、今後，IT を利用したビジネスを行っていく場合，IT サプライチェーンリスクへの対応は必要不可欠なものであることがわかる．

図 1 にも示しているように，この IT サプライチェーンをつないでいるものは「契約」である．それぞれの契約において，情報セキュリティに関する技術的・組織的対策がとり決められることで，IT サプライチェーン上のリスク管理を行うことは可能である．しかしながら，課題として，現実的に，委託元企業と委託先企業間で情報セキュリティリスクや責任範囲に関する取決めに対する認識が委託元企業と委託先企業の間で異なることや，IT システム・サービスの内容について，両者の間には（深刻な）理解の不一致（認識の齟齬）が存在しがちであることなどを指摘する研究もある[1,4]．この両者のギャップが，発生したインシデントへの対応を遅らせたり，最悪の場合，システム開発紛争を引き起こしたりすることにつながる．その意味において，業務委託契約やこれに類する取り決めにおいて必要なセキュリティ要件を提示し，合意しておくことは重要である．

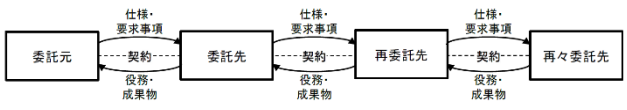

図 1：IT サプライチェーン

2017 年 5 月に成立した民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）では，従来の瑕疵担保責任の考え方が変わり，また，請求できる期間についても長くなることなどから，IT システム・サービスにおける契約内容の再考を委託元企業ならびに委託先企業で検討する契機となると思われる[5]．

本研究では，情報処理推進機構（IPA）が実施した調査[6]をもとに，民法改正への対応状況などに関する分析を行い，契約書雛形の見直しについての考察を行う．

2. アンケート調査

IPA は 2019 年 7 月から 2019 年 8 月にかけて調査[6]（以下「SC 調査」と称す）を実施した．SC 調査の対象者は，IT システム・サービスを発注しているユーザ企業，IT システム・サービスを受注しているベンダ企業に所属し，IT システム・サービスの発注・受注に関連した個人としている．SC 調査では，IT システム・サービスに関する委託・受託業務における役割分担や契約書の雛形の作成・見直し状況，セキュリティの責任範囲として明確にしたいこと等の質問を行っている．最終的に，SC 調査ではユーザ企業所属の個人とベンダ企業所属の個人の数はそれぞれ 1541 人と 1083 人である．なお，SC 調査等の

A Consideration on Corporate Responses to Civil Code Revision (2)
本研究の意見は，著者たち個人に帰属し，所属機関の公式見解を示すものではないことをことわっておく．
† Akemi Koyama, Junko Mori, Ryuichi Ogawa
Information-technology Promotion Agency, Japan
‡ Toshihiko Takemura
Josai University

詳細については文献[5,6]を参照されたい．

3. 分析

本研究では，文献[5]で行ったように，多重コレスポンデンス分析を行い，民法への対応状況と企業属性間の関係性について検討を試みる．

それぞれの項目を散布図で視覚化するだけではなく，2 つの項目を組み合わせた散布図で項目間の関係を視覚的に捉えることができるといった特徴を持つコレスポンデンス分析を拡張し，3 つ以上のカテゴリ変数間の関連性を，平面図で示す分析方法が多重コレスポンデンス分析である．多重コレスポンデンス分析を行うために，「地域」を 8 カテゴリ，「業種」は 8 カテゴリ，「従業員数（規模）」に関しては，「20 人～100 人」「101 人～1000 人」「1001 人以上」の 3 カテゴリとしている．また，ベンダ企業については「ベンダ 1（主に受注している）」「ベンダ 2（受注することも，発注することもある）」の 2 カテゴリとしている。

4. 分析結果

本研究では，R version3.6.1 を用いて，ユーザ企業とベンダ企業に分けて「業務委託契約書の雛形」「地域」「業種」「従業員数」の多重コレスポンデンス分析を行った．その分析結果が図 2 と図 3 である．分析に用いられているサンプルサイズは，前者が 358 人，後者が 264 人である．紙面の都合上，省略するが，多重コレスポンデンス分析を実行して得られる固有値に関する結果に関して，前者の累積寄与率が第 2 軸までで 16.64%（後者は 15.64%）と必ずしも高い水準であるとは言えない．さらに，第 3 軸までを見ても 23.69%（後者は 22.62%）と必ずしも十分ではない．しかしながら，多次元空間でプロットを解釈することは非常に困難なため，本研究では平面の結果を採択することにする．固有値の累積寄与率が低くなる理由の一つとして，分析に用いているカテゴリ数が多いことが考えられる．

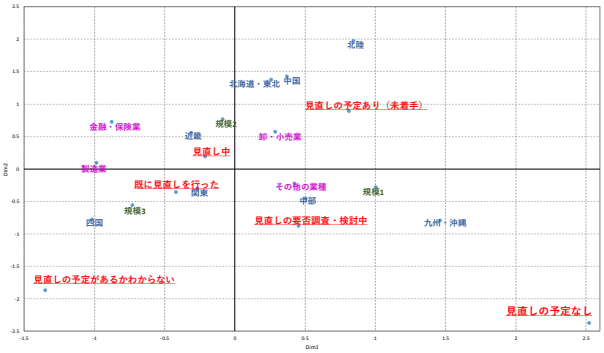

図 2:分析結果（ユーザ企業）

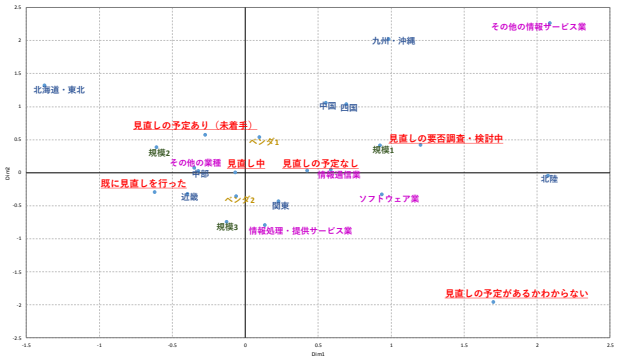

図 3:分析結果（ベンダ企業）

ユーザ企業については関東で既に見直しを行った（実施済）が多く，続いて近畿・四国となってい．大規模，製造業，金融・保険業も実施済が多く業種や地域による差が見られた．

ベンダ企業については、近畿で実施済が多く，中部が続く．業種ではその他の業種の見直しが進んでいるが，IT が主たる業務となるソフトウェア業等は進んでいない．

5. おわりに

地域や業種により民法改正による契約書雛形の見直しの進み具合に違いがあることが分かった．今後見直しの阻害要因，促進要因について更に調査分析を行い，対策の提言を行う．

参考文献

1. 小山明美・小川隆一・竹村敏彦，IT サプライチェーン上の情報セキュリティリスク認識に関する分析，SCIS2019 予稿集，4D1-5，2019
2. 森淳子・小山明美・小川隆一・竹村敏彦，IT サプライチェーンの責任範囲の実態から見た対策強化のための提案，CSS2019 予稿集，1B3-5, 2019
3. 経済産業省・情報処理推進機構，サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0，2017（http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171116003/20171116003-1.pdf）
4. 森淳子・小山明美・小川隆一・竹村敏彦，T サプライチェーンのセキュリティ要求事項に関する分析～責任範囲の取り決めに対する考え方～，CSS2020 予稿集, 2D3-3, 2020
5. 小山明美・森淳子・小川隆一・竹村敏彦，企業の民法改正対応への取組みに関する一考察，2019-EIP-86，10，1- 6，2019
6. 情報処理推進機構，IT サプライチェーンにおける情報セキュリティの責任範囲に関する調査，2019